

用語解説

	用 語	用語解説
あ	浅水代かき	代かきは、田植えの前に田に水を入れ、トラクタなどで土と水をかき混ぜて田面を平らにする作業。代かき時、水田内の水には、大量の土の粒子等が混ざっており、これらを含んだ濁水が河川へ流出することを防ぐために、代かきを浅水状態（土面が7～8割見える程度）で行うことを浅水代かきという。
	アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称をいう。
え	エコファーマー制度	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農業者（個人または法人）を県が認定し支援する制度のこと。
か	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が意欲ややり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族内の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
	カドミウム	元素記号、Cd。日本国内の土壌は大半が中性から酸性であるためカドミウムの溶け出しやすい環境であり、このため食物はカドミウムによる汚染を受けやすい。米をはじめとして食物には含有基準が設けられており、基準値以上のカドミウムを含む農作物は販売することが出来ない。食品衛生法上では玄米において0.4mg/kgと規定され、これを超過したものは全て焼却処分となっている。
	環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物のこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
	かん養機能	水田にたたえられた水は、地下に浸透して、地下水のかん養源となる。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の働きもしている。
き	帰農者	離村して農業をやめていた者が農業に戻った、又は、都会での生活をやめて地方に行き、農業を始めた者のこと。
	GAP（農業生産工程管理）	農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのこと。

き	協業	一連の生産過程で多数の者が計画的、組織的に労働する生産形態のこと。
け	畦畔	水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと。
	県営水質保全対策事業	農業用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去または、公共用水域に排出される排水の浄化による良質な用水の確保および農村地域の環境保全を図るため、畦畔漏水防止対策や循環かんがい施設、ヨシ等の水生生物が有する浄化機能を利用した浄化施設の整備を行う事業のこと。
こ	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地のこと。
	高性能機械	農作業の効率化や農作業における身体の負担の軽減効果が高く、農業経営の改善にも効果のある農業機械のこと。
さ	作業受委託	受託者側(作業の受け手)が委託者(作業の出し手)側の意志に基づいて作物を栽培し・その収穫物は全部委託者側のものとし、その代わり委託料として両者の間であらかじめ決めた一定の金額又は収穫物を受託者に支払う形態。
し	市街化区域	都市計画区域 <sup>*</sup> 内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域のこと。
	滋賀県基本構想	県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもの。計画期間は2019年から2030年までの12年間。
	滋賀県農業・水産業基本計画	「滋賀県基本構想 <sup>*</sup> (平成31年3月策定)」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけられた県の農政の総合的な推進の指針。10年後(2030年)の目指す姿を実現するために実践する令和3年度から令和7年度までの5年間の計画。(令和3年10月策定予定)
	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う組織のこと。

し	消費者ニーズ	消費者の必要性や要求のこと。
	食育（食農教育）	生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。
	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた計画のこと。情報変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019年12月に初めて報告された、新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感染症のことであり、肺炎などの症例が確認されている。
	新規就農者	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者のこと。
す	水田ハロー	ロータリの代わりにトラクタに取り付ける浅水代かき用の機具。ロータリより回転爪の長さが短く、作業幅が広いので、砕土・均平性能に優れている。
	スマート農業	ロボット技術、ICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。
せ	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	多面的機能支払交付金事業の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も滋賀県独自の仕組みになっている。
	専作	専門的に主な作物を栽培すること。
た	第5次守山市総合計画	今後10年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画として、新しい時代にふさわしい、めざすべき将来像とその実現に向けた取り組みについて示したもの。
	第2次守山市食育推進計画	生涯を通じた食育の推進についての基本目標や重点テーマをはじめ、市民や家庭、地域における具体的な行動および市が取り組むべき施策が定められた計画をいう。計画期間は、平成28年度から令和4年度までの7年間である。
	多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金から構成）

ち	地区計画制度	都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画制度のこと。
	地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組みのこと。
て	適地適作	地域にあった作物を作付け、栽培すること。
と	冬期湛水管理	稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る農法のこと。
	登熟期	豆類など農作物が結実して次第に成熟していく時期のこと。
	都市計画区域	都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに都市計画基礎調査等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。本市は、大津市の一部、草津市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市計画区域」に属している。
	都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すもので、まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現に向けての推進方策を定めるもの。
	都市農業	都市の中で都市と調和しつつ存在する農業。都市の周辺の近郊農業と区別するもの。その役割は①新鮮で安全な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土、環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。
	都市農業振興基本法	都市農業 <sup>*</sup> の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。
	土地利用型農業	経営面積を拡大することにより所得確保をめざす農業経営。本市では水稻・麦・大豆等を栽培する経営が多い。
に	担い手	担い手の農地利用集積状況調査における「担い手」とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」および「集落営農経営」の4類型に該当する経営体のことをいう。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画 <sup>*</sup> ）が基準に適合するとして、市町等から認定を受けた農業者のこと。

の	農業経営改善計画	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町等に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためとるべき措置を記載する。市町等から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。</p> <p>令和2年度より、複数市町で農業を営む農業者の場合は、国または県が一括して認定を行うこととなった。</p>
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として県知事が定める地域のこと。
	農業振興地域整備計画	今後農業用に活用する区域として市町が定めた計画のこと。農業振興の場として保全していく計画をいう。
	農業法人	法人形態によって農業を営む法人の総称。法人形態は株式会社等の「会社法人」と「農事組合法人」とに分けられる。この農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを「農地所有適格法人」という。
	農地中間管理事業	<p>農地中間管理機構（農地バンク）は、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」である。</p> <p>農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の所有者から農地の所有者から農地を借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付けを行う事業のこと。</p>
	農林業経営体	経営耕地が30a以上、農産物販売額50万円以上など幾つかある要件のうちの一つ以上に該当する者のこと。
は	バリューチェーン	事業活動を機能ごとに分類し、どの部分（機能）で付加価値が生まれているか、競合と比較してどの部分に強み・弱みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探ること。
ひ	人・農地プラン	<p>持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」をいう。</p> <p>【人・農地プランの実質化】</p> <p>農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当</p>

		該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組みのこと。
ふ	複合経営	農産物販売金額の1位部門の販売金額が総販売金額の6割未満のものをいう。
	ブランド化	農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランド（コンセプト）を用いて、当該地域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサービスの提供を行う取組みによって生み出されるもの。
	ブロックローテーション	田畑輪換の一形態であり地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する形態のこと。
ま	マーケットイン	市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとすること。商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法をいう。
ゆ	有機農産物	化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物のこと。
	ゆりかご水田事業	本市では、地域の協力のもと、「水田にニゴロブナ等の稚魚を放流し、成長させた後に水路へ放流する事業」のこと。
り	利用権設定	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き。
れ	連作障害	同じ作物を同じ場所で連作することで、作物に病気や栄養障害などの障害が発生すること。
ろ	6次産業化	農林水産の1次産業の従事者が製造・加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までの一連の流れに取り組むもので、農業経営の多角化や所得の拡大に貢献することをいう。
わ	早生品種	開花・結実・成熟が早い品種のこと。